

柏崎市登録統計調査員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国及び県からの委託並びに市が実施する統計調査に従事する統計調査員の希望者をあらかじめ登録し、統計調査員の確保に役立てるとともに、その資質の向上を図るために設ける登録統計調査員制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、統計調査とは統計法（平成19年法律第53号）に基づいて実施する基幹統計調査、新潟県統計調査条例（昭和28年条例第38号）に基づいて実施する県指定統計調査その他の統計調査をいう。

2 この要綱において、統計調査員とは前項の統計調査事務に従事するため、主務大臣、新潟県知事及び市長が任命又は委嘱する調査員をいう。

(登録基準数)

第3条 登録統計調査員の基準数は、137人以内とする。

(登録)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる者の中から適任者を選考し、登録統計調査員として登録し、管理するものとする。

- (1) 公募に応募した者
- (2) 個人又は団体等から推薦のあった者
- (3) 統計調査員として経験がある者

(登録資格)

第5条 登録統計調査員は、次の条件を満たすものとする。ただし、市長が調査活動に支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 原則として、市内に住所を有し、年齢が満20歳以上満80歳以下であること。
- (2) 責任をもって調査事務を遂行できること。
- (3) 調査によって知り得る秘密の保護に関し信頼をおけること。
- (4) 税務、警察及び選挙に直接関係がないこと。
- (5) 統計調査員としてふさわしくない職業又は経歴を有していないこと。

(登録手続)

第6条 登録統計調査員として登録を希望する者は、新潟県が定める統計調査員希望者登録カードに必要な事項を記載した上で、登録統計調査員登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、必要に応じて面接を行い、適当と認めた者について登録する。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を登録統計調査員登録通知書（別記第2号様式）により本人に通知するものとする。

4 登録統計調査員は、統計調査員希望者登録カードの記載事項に変更が生じたときは、市長に申し出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録統計調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録統計調査員辞退届（別記第3号様式）が提出されたとき。
- (2) 第5条に規定する資格に該当しなくなったとき。
- (3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。
- (4) 統計調査に従事する者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (5) 病気、転居その他の理由により統計調査事務に従事しがたいと認められるとき。
- (6) 本人の死亡又は本人と連絡が取れない状態等、登録を継続しがたい事由があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合（同項第6号に該当する場合を除く。）は、登録統計調査員登録抹消通知書（別記第4号様式）により本人に通知するものとする。

(調査員の選任等)

第8条 市長は、統計調査員を選任し、又は推薦するときは、登録統計調査員の中から選考するものとする。ただし、統計調査の種類、地域事情その他の事由により適格者を得られない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により選任又は推薦しようとするときは、あらかじめ調査の内容、日程等を明示し、本人の同意を得なければならない。

(研修の実施等)

第9条 市長は、統計調査の円滑な実施を図るため、登録統計調査員に対し研修会等を開催し、又は統計調査実施に関する情報、資料等を配布するなど、その資質の向上に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 登録統計調査員のうち統計調査に従事した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。

(情報の提供)

第11条 市長は、統計調査を実施するため、国又は地方公共団体から登録統計調査員に係る情報の提供を求められたときは、柏崎市個人情報保護条例（平成11年条例第4号）第9条第1項第2号の規定に基づき、意向確認書（別記第5号様式）により登録統計調査員本人の同意を得た上で、当該情報の提供を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年10月14日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。